

令和 8 年 5 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 8 年 5 月 2 5 日（月）

午後 2 時 3 0 分～午後 3 時 0 5 分

場所：本庁舎 8 階 8－1 会議室・8－2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和８年５月２５日（月）、本庁舎８階８－１会議室・
８－２会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１番	落 合 喜 治	１７番	漆 原 豊 彦
２番	小 林 正 幸	１８番	北 村 利 夫
４番	田 代 恵美子	１９番	宮 治 政 彦
６番	関 根 栄 一	２０番	安 藤 康 彦
７番	齋 藤 義 治	２２番	澤 野 孝 行
８番	井 上 哲 夫	２３番	平 川 勝 昌
９番	上 田 洋 子	２４番	神 崎 享 子
１０番	吉 川 誠	２５番	砂 川 耕 介
１２番	三 上 健 一		
１３番	吉 原 豊		
１４番	加 藤 登		
１５番	伊 澤 忠 治		
１６番	井 出 茂 康		

欠席委員は、次のとおり

３番	永 野 良 徳	５番	西 山 弘 行
１１番	飯 田 芳 一	２１番	佐 藤 智 哉

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山 本	主 幹	坂 間	上級主査	松 森
事務職員	守 田				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 8 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 日程第 3 議案第 9 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について
- 日程第 4 議案第 10 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
- 日程第 5 報告第 6 号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 6 報告第 7 号 藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について
- 日程第 7 議案第 11 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

開会 午後２時３０分

事務局（山本事務局長） それでは皆様、お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

それでは、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者数２１名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、農業委員会の総会にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

最近の天候は、暑くなったり寒くなったりということで、季節の変わり目の天候不順でございますが、かくいう私も、風邪を引きまして、ちょっとお聞き苦しいところがあるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

この時期になりますと、各町内会で総会等が行われておりますけれども、そのときによく聞く話ですが、委員のなり手がいない、あるいは会長のなり手がいないということで、どこの団体もかなり苦勞をしているようでございます。

そうした中で、私は善行地区ですけれども、隣の町内会はかなり大きな町内会で、７５０世帯ぐらいあるようですが、そこも会長がどうしても見つからないということで、今年は会長なしの状態で町内会活動が始まったようでございます。

町内会と言いますと、なかなか解散というわけにはいかないということもありまして、今後、ほかの地区でも、こういうことがどんどん増えてくるのかなと思っております。

また、農家は、いろいろな親睦と言いますか、そういう団体がございます。うちのほうでも「稲荷講」とか「恵比寿講」とか「念仏講」とかいろいろありましたけれども、全部なくなりました。

そのほかにも、農業団体で、皆さんのところにもあると思いますが、「生産班」ですとか「野菜部」ですとか、「不動産保全」ですとかいろいろな会があ

るのですが、本当にやる人がいなくなってしまうと、会長や代表がなかなか決まらないというところがあるようでございます。

これも時代の趨勢かなと思っていますけれども、各市民センターや、あるいは市民会館で行われているサークル活動というのがありますが、これはまた別で、かなり人気がありまして、スポーツの団体ですとか書道などいろいろな団体で、順番待ちですとかでなかなか入れないということも聞いております。

今の状況から見ますと、やはり何か目的がないと会も存続しないのではないかなと思っています。

それを考えますと、昔のいろいろな会は、ほとんどが親睦団体でございました。親睦団体で、いいところもありますが、これを長く続けるということは、非常に難しいところもあるようでございます。

そうした中で、これからも地域のコミュニティーというものは大変重要でございますので、また、違った形でコミュニティーづくりということも必要かなと思っています。

それでは、ただいまから5月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（守田事務職員） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、18番の北村利夫委員と、22番の澤野孝行委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

松森上級主査。

事務局(松森上級主査) それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、1人。所有面積、135a。耕作面積、135a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、葛原の8筆。地目、畑。地積、合計で6,595.23㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、ともに0でございます。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原の2筆。地目、畑。地積、合計で1,714㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営参画のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、藤鵠・村岡・明治。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、1人。所有面積、83a。耕作面積、83a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、大庭の1筆。地目、田。地積、174㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上でございます。

議長(齋藤義治委員) 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、漆原委員。

17番(漆原豊彦委員) 資料は、1ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「葛原神社入口」

地区協の意見といたしましては、農地法第２条第３項各号の全てに該当するとともに、第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号３について意見を求めます。

6 番、関根委員。

6 番（関根栄一委員） 資料は、9 ページをお開きください。

本件の申請地は、引地川における「大庭大橋」の下から西に約130mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談をいたしました。

譲受人は、大庭などで水稻の生産により、農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのこと
とです。

申請地については、水稻を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えています。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第7号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 7 号について、承認することに決定をいた

します。

次に移ります。

日程第2、議案第8号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査） それでは、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、御説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、西俣野の17筆。地目、畑。地積、合計1万3,450㎡。確認した農地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成18年8月22日。免除予定日、令和9年6月23日。現地確認日、令和8年5月15日。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について、意見を求めます。

14番、加藤委員。

14番（加藤 登委員） 本件につきましては、令和8年5月15日に、相続人と事務局職員及び私で現地確認を行いました。

現地の状況は、トマトやトウモロコシの栽培中及び野菜の作付け準備中であり、全て適正に管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第8号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第８号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第３、議案第９号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」、御説明いたします。

番号１、番号２、番号３、番号１０、番号１１は、用田を中心に３８５ａを耕作する方の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案への切り替え分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号４は、打戻を中心に４３ａを耕作する法人の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、果樹を栽培していくとのことです。

番号５は、打戻で２５ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号６は、宮原で４３ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号７は、宮原を中心に２５６ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

番号８は、打戻で１９２ａを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

番号９は、打戻を中心に１８ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号１２は、亀井野で４４ａを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号１３は、亀井野で１０ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野

菜を栽培していくとのことです。

番号１４は、西俣野を中心に２３５aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号１５は、西俣野を中心に２３５aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

番号１６は、亀井野を中心に１６aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

番号１７は、西俣野で８６aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

番号１８は、西俣野を中心に２３５aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号１９、番号２０、番号２１、番号２２は、西俣野を中心に２３５aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

番号２３は、石川を中心に２０aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号２４、番号２５、番号２６、番号２７は、大庭で７３aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

番号２８は、稲荷を中心に２５１aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かありましたら、お願いいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第９号について、承認をすることに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 9 号について、承認することに決定をいたします。

日程第４、議案第１０号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程いたします。

事務局（守田事務職員） それでは、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、御説明いたします。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 10 号について、承認することに決定をいたします。

日程第 5、報告第 6 号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

守田事務職員。

番号1は、他の耕作者に農地を貸し出すため、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

番号2は、貸主の都合により、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けた
ものです。

番号3、番号4は、借主の都合により、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、報告第6号を終了いたします。

次に移ります。

日程第 6、報告第 7 号「藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、「藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について」、御説明いたします。

本件につきましては、まず14ページが「農地法第3条の3の規定による届出」でございます。

六会・長後地区が1件となっております。

続きまして、15ページが「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

次に、１９ページを御覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の、１の「最適化活動の成果目標」ですが、
（１）「農地の集積」の実績に伴う点検結果は、目標に掲げた集積率の達成には及ばなかった。になります。

次に、（２）「遊休農地の発生防止・解消」の実績に伴う点検結果は、遊休農地所有者への指導通知、随時、貸付・あっせんの意向を把握し、新規就農者等に提供するなど、遊休農地の解消が図られた。になります。

次に、２１ページを御覧ください。

（３）「新規参入の促進」の実績に伴う点検結果は、新規参入者に対し、利用権設定などによる貸付を行い、農地の有効利用や遊休農地の解消が図られた。引き続き、新規参入者への支援を継続していく。になります。

次に、「２ 最適化活動の活動目標」です。

（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標

（２）活動強化月間の設定

（３）新規参入相談会への参加

に伴う目標の達成状況の評語は、目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた。になります。

最後に、２３ページを御覧ください。

「Ⅲ 事務の実施状況」についてですが、総会等の開催実績、許可事務の件数、違反転用への対応実績になります。

本総会での御審議を踏まえ、今後、市ホームページに掲載するするとともに、県を通じて国へ報告する予定となります。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局のから説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

何かございましたら、お願いいたします。

井出委員。

１６番（井出茂康委員） もし関係なかったら申し訳ないのですが、先日、西俣野の

田んぼを、農協のオペレーターに頼まれて、オペレーターの方がうないに、田んぼを始めるからというので耕うんしに行ったんですね。

そこは今まで、多分耕作放棄地だったぐらい草ぼうぼうで水浸しで、周りは、結構暗渠排水がしてあって、パイプが全部埋まっているからと言われていたんですが、そこは、その真ん真ん中の田んぼでしたけれども、だめなんですよ。トラクターが、大型トラクターが行ったら、そのままズボッと落っこちてしまって、出すのに結構苦労しまして、その後、多分うなわれていないんじゃないですかね。

というようにところが、貸し出されたのではないかなと思ったんですが、そういうのを、どこかで見ているところがあるのかなと考えたりしましたけれども、ただ、見ても、実際のところは分からない現状だったのかもしれないのですが、ひどいところでした。

あれを貸し出されても、この時期になって、初めて耕うんしてくださいと言われて、農協のオペも行ったんですよ。そうしたら、周りじゅうの人が助けてくれて、どうにか、最終的に2日目ぐらいに出ましたけれども、うちは暗渠してあるからとか言われたらしいんですが、私たちがそこへ行って、どうのこうのと言うのは、何も分からないのでアレですが、借りる人に、そういう話が先に伝わって、その上で借りているのかなということが、ちょっと不安だったものですから……、という感じです。

議長（齋藤義治委員） 今日、俣野地区の飯田委員は休みなので、状況が分からないのですが、貸し出しをするときには、状況というのは大体調べますよね。

事務局（守田事務職員） そうですね。基本的には、市を間に通して、もしくは中間管理事業を間に通しての貸し借りになりますので、その場合は、まずは市に申出書が出ていると思いますので、その地番に対して貸し借りが出ているかどうかというのは、後ほど調べさせていただこうと思いますので、よろしくお願いします。

議長（齋藤義治委員） 今回ののは、ひどかったらしいですね。

16番（井出茂康委員） すごいんですよ。言っているのかアレですが、旧道のところ

ろに14分団の詰所があって、そこから真っすぐ横浜に向かっていくと、川沿いに真っすぐ走っている細い道があるんですが、そこ沿いですね。

手前のほうは平気です。奥のほうも平気です。真ん中だけズボッと落っこちてしまって、完全に埋まってしまったんですよ、大型のトラクターが。助けてくれよと言っても、周りの人も、ここはだめなんだよ、大型が落っこちているのなんて助けられないよと。

そういう感じのことがあったので、もし分かれば、先に言ってあげておけば……、もうちょっと早くできたら、暗渠なり何なり進んでいけばアレですが、今になって、暗渠とか何とかと言ったところで、間に合わないですよ、という気がちょっとしたので。

議長（齋藤義治委員）　そこは、新規就農の人がやるんですか。

16番（井出茂康委員）　多分新規就農……、よく分からないんですが、全然知らない人だったみたいなので、という感じでした。

議長（齋藤義治委員）　今の新規就農という話で、新規就農の相談とか問い合わせというのは、最近の状況はどうですか。

事務局（守田事務職員）　一応、市に参入するときには、農業水産課の審査会を通してと思いますので、今のところ、農業委員会としては、研修中の方へのあっせんだったり農地の確保みたいなのは、こちらからお話をさせていただいていますので、今後そういった件数が増えるというところは、今、会長がおっしゃったとおり、数件は上がってくるかなというところを見込んでおります。

議長（齋藤義治委員）　最近、近所の新規就農者の状況というのは、大体どうですか。皆さん、一生懸命やっていますかね。新規就農をされた方の状況を見てどうですかね。

4町歩以上やっている新規就農者もいますからね。

16番（井出茂康委員）　やってはいますよね。やってはいますけれども、どうなんでしょうねとかという感じもなきにしもあらずですね。

議長（齋藤義治委員）　その先の問題というのは、やはり何か……

16番（井出茂康委員）　うちの周りは、結構新規就農者の方々、荒らすことなく一

生懸命やっけていただいておりますが、ただ、何でか分からないようなところも起きていたりもするので、どうしたのかなというところもなきにしもあらずなので、そこら辺は分からない点多々あったりもしますけれどもね。

議長（齋藤義治委員） 先ほど、レモンですとかオリーブですとか、何か今までやったことのないような作付けが、これからされるようですから、その近辺の人は、ぜひとも注目していただきたいと思います。

農地法の関係では「可」としましたが、レモンが本当にできるのか、あるいはオリーブがどんどんできるのかということも、これからの一つの課題かなと思いますので……。

16番（井出茂康委員） オリーブは、たしかやっているんですよね。

15番（伊澤忠治委員） 二宮でやっていますね。

議長（齋藤義治委員） オリーブは、結構大きくなりますよね。しかし、レモンは…
…

15番（伊澤忠治委員） レモンは、今年、小田原のほうも全滅です。

議長（齋藤義治委員） そうらしいですね。

15番（伊澤忠治委員） うちも、ミカンが、苗木もほぼやられましたね。

それで、今の新規就農者の件ですけれども、私のところに3人いまして、ちょうど3年やっているんですよね。やはり一年、一年売上げも安定してきたので、つくるものも、仕事のレベルも、やはり一年、一年上がっていますね。

誰でも最初はゼロから出発しますのでね。まして、新規就農者は、農家の息子や何かと違いますから、やはり最初はいろいろと戸惑うことがあると思いますが、やはり3年ぐらいやっていると売上げも確実に上がってきているし、マルチの敷き方一つにしても、普通の農家よりレベルは高いです。それこそ、図面で書いたような真っ直ぐのマルチになっていますね。

それから、さっきのレモンですけれども、地区協でも話をしましたが、私も、ミカンを450坪、15、6年やっていますが、やはり寒さで温州ミカンも結構やられるんですよね。

そんなことで、やはりどうなのかなと。レモンのほうが、耐寒温度がない

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）